温泉利用事業者のみなさまへ

定期的な温泉**成分分析**を行っていますか？

■温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、温泉法により、施設内の見やすい場所に次に掲げる事項を掲示する必要があります。

１温泉の成分等
２禁忌症
３入浴又は飲用上の注意
４温泉に加水、加温、循環・ろ過、入浴剤添加、消毒を行っている場合は、その旨とその理由

■温泉の成分等の掲示は、登録分析機関の行う温泉成分分析の結果に基づいてしなければならず、また、当該分析を10年以内ごとに行った上で、掲示内容の変更を、管轄保健所にあらかじめ届け出る必要があります。

（例）

平成28年10月15日の分析 → 10年以内 → 令和８年10月14日までに再分析 → 10年以内 → 再分析

違反すると罰則（30万円以下の罰金）が摘要されます。

※分析には時間がかかりますので、お早めに分析の依頼をしてください。

当会の賛助会員となっている登録分析機関

（一財）栃木県環境技術協会	宇都宮市下岡本町2145－13	Tel　028-673-9080
（一社）栃木県薬剤師会	宇都宮市緑５－１－５	Tel　028-658-9877
平成理研（株）	宇都宮市石井町2856－３	Tel　028-660-1700

その他の登録分析機関については、国のホームページ等をご覧ください。
https://www.env.go.jp/nature/onsen/pdf/2-7_p_2_r510.pdf